

本校への訪問を希望される皆様へ

訪問を希望される場合には、本校の感染防止対策に基づき、入校基準を設けておりますので、下記をご参照ください。また、都内、及び全国の感染拡大状況によっては、訪問でなくオンラインでの対応をお願いすることもあります。クラスター発生防止のための対応であることをご理解くださいますようお願い致します。

1. 訪問者の対応について

訪問者の入校基準を設定し、入校の判断をさせていただきます。

①訪問日に本人、及び同居者に以下の症状がないこと。

- A. 風邪様症状(発熱・咳・痰・咽頭痛・強い倦怠感・関節痛等)
- B. 訪問日の1週間前からの発熱(37.5度以上)
- C. 呼吸器症状(息苦しさ等)
- D. 味覚異常・嗅覚異常

②過去に「濃厚接触者」になった方は、感染者との最終接触日の翌日から7日以上経過しており、来校当日に症状がないこと。

③過去に「感染者」となった方は、感染症が治癒し、保健所、あるいは担当医から外出及び、人との接触が許可されていること。

④政府から入国規制、入国後の観察期間を必要とされている国・地域から帰国して7日以上経過し、併せて上記 A.B.C.D.の症状がなく、保健所から外出および人との接触が許可されていること

2. 訪問者の皆様へ

感染防止対策へのご協力をお願いします。

- ①マスク着用を原則とします。
- ②正面玄関で手指消毒(アルコール消毒)を行います。
- ③正面玄関受付にて、検温を行います。
- ④「入校基準承諾書(別紙)」にて、承諾のサインをします。
- ⑤校内の移動範囲や方法は、職員の指示に従います。
- ⑥校内で人に接触する場合、あるいは教材などの共有物に触る場合、その前後に手洗いの協力をお願いすることがあります。

*定期的に送迎をされる保護者の方や学校業務・運営協力者については、上記とは別に、各部科等での取り決めに基づき対応しております。詳しくは、主任、担任、または業務の担当者におたずねください。

以上

【入校基準 承諾書】

1. 訪問日に本人、及び同居者に以下の症状がないこと。
 - A. 風邪様症状（発熱・咳・痰・咽頭痛・強い倦怠感・関節痛等）
 - B. 本日から1週間以内の発熱（37.5度以上）
 - C. 呼吸器症状（息苦しさ等）
 - D. 味覚異常・嗅覚異常
2. 過去に「濃厚接触者」となった方は、感染者との最終接触日の翌日から7日以上経過していること。
3. 過去に「感染者」となった方は、感染症が治癒し、保健所、あるいは担当医から外出及び、人との接触が許可されていること。
4. 入国規制、入国後の観察期間が必要な国・地域から帰国した場合：
7日以上経過し、併せて上記A.B.C.D.の症状がなく、保健所から外出および人との接触が許可されていること

● 体温 °C

● 私は上記1.～4.の基準を満たしています。

令和 年 月 日

氏名